

## 情報公開について

福岡BRTシステム検討会議設置要綱第5条により、本日開催の会議は原則公開となっているが、以下のとおり非公開で運営する。

### 1. 会議の公開（傍聴の可否）

協議の内容が、交通事業者・関係行政の今後取り組む施策について協議検討を行うものであることから、公開にすることにより、市民の間に誤解や混乱を生じさせるおそれ、また、率直な意見交換が損なわれるおそれがあるため非公開とする（情報公開条例7条4号に該当）。

### 2. 会議資料の公開

会議資料の公開については、情報公開条例の非公開情報に該当する部分を除き、公開する場合がある。また、議事録についても、情報公開条例の非公開情報に該当する部分を除き、各委員に事前に確認の上、公開する場合がある。

#### 《福岡市情報公開条例第7条（非公開情報）》

実施機関は、公開請求があったときは、公開請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報（以下「非公開情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、公開請求者に対し、当該公文書を公開しなければならない。

<(1)～(3) 略>

(4) 市の機関及び国等（国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人及び地方三公社をいう。以下同じ。）の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

<(5) 略>

<ア～エ 略>

※外部からの情報公開に関するお問い合わせについては、事務局で対応しますのでお知らせください。

福岡BRTシステム検討会議 事務局  
(住宅都市局 都市計画部 公共交通推進課)  
担当：高木、吉武  
連絡先：092-733-5405